

平成16年商業統計調査結果

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の卸売業、小売業を営む事業所の商業活動の実態を明らかにすることを目的とする。 [統計法(昭和22年法律第18号)・商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)]

2 調査の沿革

調査は、統計法に基づく指定統計調査(指定統計第23号)として、昭和27年から実施。平成9年以降の調査からは5年ごとに実施し、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施しており、平成16年調査は簡易調査に当たる。

3 調査の期日

平成16年6月1日現在。

4 調査の対象

調査の範囲は、日本標準産業分類大分類「J - 卸売・小売業」に属する民営(国、地方公共団体以外)の事業所。

ただし、次に掲げるものは調査の範囲から除かれている。

- (1) 駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設の中にある事業所(ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査対象)
- (2) 調査日に休業中、清算中、開店準備中で販売活動を行っていない場合で、専従者がいない事業所
- (3) 季節営業のため調査日に販売活動を行っていない場合で、専従者がいない事業所

5 調査の方法

調査の方法は、次のとおり。

- (1) 申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)による「調査員調査方式」
経済産業大臣 - 都道府県知事 - 市町村長 - 統計調査員(指導員) - 事業所
- (2) 商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する「本社一括調査方式」
経済産業大臣または都道府県知事 - 対象企業

6 調査事項

ア 名称、電話番号、所在地、郵便番号 イ 経営組織 ウ 本店・支店の別
エ 売場面積 オ 従業者数 カ 商品販売額 キ 営業時間
ク 事業所の開設時期

7 主な用語の説明

(1)事業所（商業事業所）

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2)卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

イ 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

ウ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわら等）など）を販売する事業所

エ 製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所（主として管理的事務を行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

オ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業でなく卸売業とする。

カ 「代理商、仲立業」とは、主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所をいう。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3)小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

イ 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

ウ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類Q-サービス業（他に分類されないもの））となる。この場合、修理のために部品などを取り替えても、商品の販売とはしない。

エ 製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

キ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4)従業者

平成16年6月1日現在で、この事業所の業務に従事している従業者をいう。従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいう。

- ア 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- イ 「無給の家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。
- ウ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。
- エ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。
- （ア）期間を定めずに雇用されている者
 - （イ）1か月を超える期間を定めて雇用されている者
 - （ウ）ア、イ以外の雇用者のうち、平成16年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用されていた者

(5)年間商品販売額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(6)売場面積（小売業のみ）

平成16年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については売場面積の調査を行っていない。

利用上の注意

1 調査日

平成14年商業統計調査は平成14年6月1日現在で実施。

平成16年商業統計調査は平成16年6月1日現在で実施。

2 統計表上の注意

(1) 統計表中の記号については、次のとおり。

「-」・・・該当数値がないもの又は調査していないもの

「0」・・・表彰単位に満たないもの

「X」・・・事業所数が「1」又は「2」の事業所に関する数値であり、これをそのまま掲載すると、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所。

事業所数が「3」以上であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

「...」・・・集計していない項目

(2) 数値については、単位未満を四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがある。